

情報

受信 または 投書日	事項または 題名	ご意見ご要望等	回 答	回答部署
R8.5.19	個人情報の 利用目的	市民の声入力フォームのサイトページにおいて、他の目的には利用しませんと記載されています。しかし、そもそもの目的明示がこのページにおいてされていません。より具体的に目的を明示した方が、安心して個人情報を入力した上で市民が意見を出せると思います。特に、回答が必要な場合に住所や電話番号の入力が必須となっていますが、何に使うか分からず入力することに不安を感じる市民も多くいると思います。改善をお願いします。	「市民の声」入力フォームにおいては、ご指摘いただいたとおり目的明示がなされていない状況でしたので、今後改善していきたいと考えております。 回答が必要な場合に住所等の入力をお願いしていますのは、西尾市市民の声取扱要綱第5条第1項第3号に規定する市内に在住、在勤若しくは在学していない等市と直接関わりのない投書者からのものではないかを確認するため、また、必要に応じて投稿内容の確認を行うためです。いただいた個人情報は、今後も市民の声制度の運用以外には使用せず、適切に管理します。	広報広聴課
R8.4.21	市民の声 フォームにつ いて	現在、市民の声フォームを通じて行政への意見提出を行っています。が、当該フォームには「添付資料(画像・PDF等)を提出する機能」が存在せず、証拠資料を伴う意見提出が不可能な状態となっています。 行政判断や公共施設計画に関する意見提出においては、現地写真・図面・看板・資料等の添付が不可欠であり、添付不可の仕様は市民の監視機能を著しく制限するものです。 つきましては、以下の点について文書での回答を求めます。 【1】市民が証拠資料(画像・PDF等)を正式に提出する場合の提出窓口(部署名・担当者名・受理責任者名) 【2】提出方法(メール・窓口持参・郵送等)の明確化 【3】提出された証拠資料を行政内部でどのように扱うのか(保存期間・共有範囲・意思決定への反映方法) 【4】市民の声フォームに添付機能が存在しない理由 【5】添付機能の追加予定の有無と、予定がない場合の理由 なお、口頭案内のみでは記録が残らず、後日「そのような説明はしていない」とされる可能性があるため、本件は必ず文書で回答をお願いします。 また、回答にあたっては、責任の所在を明確にするため、回答者の部署名・氏名を明記してください。 市民の意見提出における証拠資料の扱いは、行政の透明性・説明責任に直結する重要事項です。 迅速な回答を求めます。 本件についての回答期限は 2026年4月30日 とします。 期限までに回答が困難な場合は、その理由と、回答可能となる見込み時期を4月30日までに文書にてご連絡ください。 期限までに回答または連絡がない場合は、当該部署が本件に回答しなかったものとして扱います。	「市民の声」投稿機能におきまして、画像等の添付ができない状況となっており、ご利用の皆様にはご不便をおかけしております。 本来であれば、現状をより正確に把握するため、画像等の資料をご提供いただける環境を整えるべきところ、当該機能が未対応となっておりましたので、現在、対応の検討を進め改善に向けて取り組んでおります。 なお、市民の声制度を利用した意見提出等に伴い画像等による情報提供等が必要な場合は、メール、窓口持参、郵送により対応しておりますので、お手数ですが、環境が整うまでは広報広聴課宛(メール提出を希望される場合は、nishio@city.nishio.lg.jp へ)提出いただきますようお願いいたします。 また、提出いただいた画像等は、市民の声としてお寄せいただいたご意見等の本文と合わせて一体のものとして扱い、必要に応じ本市行政組織内部で共有し、市政運営の参考とさせていただいております。 保存期間は、西尾市文書取扱規程に基づき10年間保管しております。	広報広聴課

情報

受信 または 投書日	事項または 題名	ご意見ご要望等	回 答	回答部署
R7.11.21	自主防災器 具庫につい て・市民の声 の流れにつ いて	近年、地震、台風が多く発生していると思います。不安を覚えます。 ○ 自主防災器具庫について(危機管理課) ※器具庫の備品を使った事のある事例があれば教えてください。 いつ頃、どの様に？ ※器具所に入っている備品を教えてください。何が入っているのかよくわかりません。 ※器具庫に入っている備品で期限切れのものがあれば、どの様に対応しているか ○ 市民の声の(流れ)ルートを教えてください。(広報広聴課)	自主防災会が所有する防災器具庫の使用状況や備蓄品については、市では把握しておりません。お手数をお掛けしますが、お住まいの地域の自主防災会長へご確認ください。 次に、市民の声制度の(流れ)ルートをご説明いたします。 1. 市民の声を広報広聴課で受付 2. ご意見等に対し回答を希望される場合は、『西尾市市民の声取扱要綱』の規定に照らし合わせ、回答するか否かを判断 ※規定を満たしていないものなど、不明なこと等がある場合は、投稿者へ広報広聴課から確認をします。 3. 投稿内容に関する業務を所管する課(以下、「担当課」といいます。)へ市民の声を送付 4. 担当課が、ご意見等に関し必要な検討、対応を行う。また、投稿者への回答を要する場合は、回答を作成 5. 広報広聴課が、投稿者へ回答を送付(メール又は郵便) なお、お寄せいただいた市民の声は、市長がすべて直接読んでおります。また、投稿者が公開を希望しないものを除き、全職員への周知が必要と判断した市民の声は、組織内で情報共有するとともに、3か月ごとに市ウェブサイトで公開しております。	危機管理課 広報広聴課

情報

受信 または 投書日	事項または 題名	ご意見ご要望等	回 答	回答部署
R7.3.24	西尾市を知る(丸裸にする)	西尾市の〇〇を知りたいと思うことがありますが、内容が多岐にわたる場合、いろいろな方面に当たらなければ分からないことがあります。そのような場合にワンストップで分かる物があれば便利だと考えます。そこで、年1回くらい広報紙面に人口関係、インフラ関係、行政関係などについて掲載してはどうですか。	この度は広報にしおに関するご提案をいただき、ありがとうございます。 西尾市に関する情報として、市の人口を毎月掲載するほか、施政方針や予算・決算の概要、市の職員数や給与などを年1回掲載しています。 また、道路・水道・交通などのインフラ関連について、お伝えすべき制度改正等の情報を掲載しています。その中でも特に市政運営上の重要度が高い情報は、見開きページで取り上げるなどしております。 なお、紙面に限りがありますので、これらの情報を一括して掲載することはできかねますが、引き続き、市民の皆さまに行政情報をわかりやすくお伝えできるよう努めてまいります。	広報広聴課
R7.3.18	市民による西尾市の魅力発信活動について	SNSは娯楽という時代から、今や経済活動や人々の社会行動にまで大きな影響力を持つツールにまで発達しました。西尾市でも、X、Facebook、YouTubeの西尾市代表アカウントや「にしおイズム(Instagram)」「にしおじかん(Instagram、Facebook)」などの事業アカウントが、西尾市の魅力や市政情報、イベント情報などを多数発信しています。 しかしながら、市の公式アカウントだけでは西尾市の隠れた魅力のすべてを紹介することは困難であると感じます。そのため、市民がSNSで市が発信しきれない隠れた魅力を発信することが重要であると考えます。以上を前提として2つ質問します。 質問1 市民が個人で、市の魅力や市内で開催される西尾市もしくはその他団体が主催のイベント情報をSNSで発信、引用することはできますか。 質問2 市民が市の公式アカウントの情報を拡散したり、市内で開催されるイベント情報をSNSで発信したりすることを、市として積極的に呼びかけてはどうですか。	市民の皆さまによる、SNSを活用した西尾市の魅力発信についてご提案をいただきありがとうございます。 お寄せいただいたご質問にお答えします。 質問1 市民の皆さまが、ご自分のSNS上で、本市の魅力や市内で開催されるイベントについて発信していただくことは可能です。また、その際に、本市及び主催団体の発信内容を引用することは問題ありません。 質問2 市としましても、本市の情報がより多くの皆さまに届くことを望んでおります。 市公式アカウント情報の拡散及び市内で開催されるイベント情報発信を市民の方に積極的に呼びかけることは考えておりませんが、引き続きLINEやInstagramなど複数のSNSを活用して本市の魅力を発信することで、本市に愛着を持っていただけの方を増やすとともに、市民の皆さまが自発的に拡散・発信したくなるような、魅力的なコンテンツの作成に努めてまいります。	広報広聴課

情報

受信 または 投書日	事項または 題名	ご意見ご要望等	回 答	回答部署
R6.4.30	西 尾 市 の LINE運用	LINEは二度の行政処分を受けながら改善する気が全くありません。 情報漏えいの危険性を考えると、西尾市役所等の行政機関はLINE使用を禁止するべきではないですか。	この度は西尾市LINE公式アカウント（以下、市公式LINE）に対しご心配をおかけしてしまい、申し訳ございません。また、運用に関してご意見をいただき誠にありがとうございます。 ご指摘のとおり、総務省はLINEサービスの提供元であるLINEヤフー株式会社（以下、LINEヤフー社）に対し、令和6年3月及び4月に行政指導を行ったと発表しました。個人情報の漏えいが発端となった事案で、サービス利用者の信頼を大きく損なうものであり、本市としても同社の今後の対応を注視しているところであります。 懸念される個人情報の管理につきましては、市公式LINEを通じて独自に収集した情報（希望する配信情報・性別・年代等（全て任意）、LINEを入口とした電子申請での入力情報等）は、LINEヤフー社とは別の国内の業者に管理を委託しております（LINEヤフー社側にはこれらの情報が一切残らず、直接委託先のデータベースに保管される仕組みです。）。 これは国が発出した「政府機関・地方公共団体等における業務でのLINE利用状況調査を踏まえた今後のLINEサービス等の利用の際の考え方（ガイドライン）」に準拠した運用方法であり、適切な個人情報保護と情報セキュリティの確保ができていると考えております。 多くの市民にとって身近なLINEを活用することで効果的な情報発信ができると考えており、デジタル社会の進展や市民・行政双方の利便性向上の観点から、市公式LINEは必要不可欠なツールとなっております。 以上のことから、本市としましては、LINEヤフー社の個人情報保護の取組を注視しつつ、今後も市公式LINEを活用していきたいと考えております。 市民の皆様は安心してご利用いただけるよう、安全性には特に配慮しながら、便利で使いやすいサービスの提供に努めてまいります。ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。	情報政策課